

令和7年度 第1回貝塚市景観審議会議事録（要約版）

日 時	令和7年8月5日（火） 14時30分～15時30分
場 所	市役所3階 公房会議室
出 席 者	委員8人
会 議 次 第	（１）開会 会長・副会長の選出について （２）報告 報告１．貝塚市景観アドバイザー委員について （３）案件 案件１．貝塚市公共施設景観ガイドライン（案）について （４）その他 （５）閉会

（１）開会

会長・副会長の選出について

※互選により、会長を下村委員、副会長を田中委員に決定。

（２）報告

報告１．貝塚市景観アドバイザー委員について

事務局：4月1日付で田中委員、下村委員、田端委員を貝塚市景観アドバイザー委員に委嘱し、互選により田中委員に部会長をお願いすることとなった。

（３）案件

案件１．貝塚市公共施設景観ガイドライン（案）について

事務局：（説明）

委員H：前回の意見が反映されており、ガイドラインの内容についての意見はない。今後、ガイドラインの周知をどのようにしていくつもりか。以前に民間向けのガイドラインは作成されているが、公共施設のガイドラインは民間に対して先導するものとして位置付けられる。そのため配布するだけでなく、きちんと目を通していただけるような工夫が必要だと考える。なお、公共施設についても、景観アドバイザー会議にあげていく予定なのか。

事務局：その通りである。

委員H：公共施設であるため、設計・工事等の発注を行うこともあると思うが、発注書類の中で

このガイドラインを遵守していけるような仕組みづくりについても考えていただきたい。

議長：ご指摘のとおりである。民間のみならず、自分たちで景観に配慮した公共施設を整備していくということを、庁内に周知していく手立てが必要である。今後、国や府から開発申請が出て公共施設が建てられる場合もある。本市が景観ガイドラインを有していることを担当部局に周知することが重要と思われる。

議長：ガイドラインは周囲との統一感を重視しているが、駅舎は民間の鉄道会社が建設し、隣接する駅前広場は市の管轄であるといった場合には、民間向けのガイドラインと併せて運用する必要がある。このような際、アドバイザーを活用する場合には、企業と所管課のみならず、周辺住民の意見も踏まえた配慮が求められる可能性がある。今後、そのような事例が生じた際には、事務局とアドバイザーで相談しながら運用していく必要がある。

議長：一般的には、誰もが使用できる施設を公共施設、特定の方が使用する施設を公益施設と呼んだりするが、これらを区別せずに公共公益施設とする場合も多い。このガイドラインの指す公共施設は、これら両者を含んだものと理解してよいか。

事務局：ご指摘の通り、こちらのガイドラインでは図書館や警察をはじめとした施設も、公共施設に該当する。民間向けのガイドラインも適用するが、基本的には公共施設として扱い、ガイドラインの運用を行っていく。

委員H：このガイドラインでは、第4章において道路や河川といった区分ごとに基本方針と個別配慮事項が記載されている。また、最終ページである17ページにはイメージパースが掲載され、その中には該当する個別配慮事項も書き込まれている。しかし、17ページのイメージパースには公共建築物である駅前広場について複数の個別配慮事項が示されているにもかかわらず、第4章の個別配慮事項には同様の記載が見られない。この点については、なぜそのような構成となっているのか少しだけ違和感があった。

事務局：ご指摘のとおり、最後のイメージパースに示されている駅前広場の個別配慮事項は、ガイドライン前半に記載された基本方針とは対応していない。基本方針については、昨年度に策定した景観計画における「公共施設の景観整備に関する方針」を踏まえ、道路、河川、公園、橋梁、公共建築物の5区分を採用している。この5区分に対応する形でイメージパースを作成しており、駅前広場の建設を想定した場合には、公共建築物の区分に含めることとしたため、このような構成となった。

委員H：区分的には多少のずれがあるように思われるが、駅前広場を他の区分に分類することが難しいことは理解した。ただし、イメージパースに示された「植栽」に関する内容は、基本方針にある「緑化」と対応しており、わずかな加筆で修正が可能であると考える。

「周囲の景観に配慮する」ことは前提であるため省略して差し支えない。残りの「案内サインや防護柵」「まちなみと一体的な景観形成」については外構部分に位置付ければ、駅前広場も公共建築物の区分に違和感なく含めることができるのではないかと。

事務局：指摘を踏まえて見返すと、駅前広場には道路の区分との共通点も見られる。駅前広場の

イメージパースに、【《市街地景観エリア》…公共建築物・道路(駅前広場)】というように、公共建築物と道路の２区分をまたぐ記載があれば、整合が取れるのではないかと考えた。一度検討を行っても良いかもしれない。

議長：そもそも、他地域においても公共建築物ガイドラインは存在するが、その中に道路を含めることが一般的であるのか疑問である。建造物だけを対象とするものではないと強調することもできるが、それも一般的とは言い難い。道路本体を指すのか、あるいは沿道の道路景観を指すのかによって取り扱いは異なると考えられる。このイメージパースに描かれている駅前広場は、おそらく道路空間や広場空間全体を示しており、その中心となるのが建築物に加え、さまざまな要素が付随している形である。

対応について事務局はどのように考えるか。

事務局：【道路・公共建築物(駅前広場)】と並列で記載するのも良いかと考える。もしくは、緑化の部分は公園の区分の要素でもあるため、公園を加える案もある。

議長：本件については、会長に一任して事務局と決定させていただくことでよいか。

事務局：会長に一任する形をとっていただけると有難い。方向性としては、道路、公共建築物、公園の並列が進めてはどうかと考えている。

議長：異論がないようなので、本件については会長一任とし事務局と相談し、決定を行う。

議長：重点地区について、今後、可能性のあるエリアがガイドラインの中に入っている、という判断基準は不要か。具体的なアクションが出てきた段階でガイドラインをバージョンアップしていけばよいと思うが、今後、想定されるであろうエリアが頭出しとして記載されており、今記載されている４つのエリアと対応されていると今後の施策実施や運用が行いやすくなるのではないかと考えられる。おおよそ主要なエリアについては記載されていると思うが。

事務局：寺内町、水間寺周辺は歴史的景観区域でカバーできており、また今後整備されるであろう駅前広場や、住宅地開発の余地があるその周辺地域、公共建築物、公園、道路がカバーできており、おおむねフォローできており十分ではないかと考えている。

議長：ほかに意見がないようなので、予定していた案件はこれで終了とする。ガイドラインの一部修正については、会長預かりとさせていただく。

(４) その他

事務局：今後の流れについては、先ほどの案件１である貝塚市公共施設景観ガイドライン案に対し、本日委員の皆様からいただいたご意見や修正内容を反映させる予定である。加えて、事務局において文章や体裁、表現の統一など、全体のチェックを行うため、修正が追加される可能性もある。これらの修正内容すべてが軽微だった場合は、先ほど述べたように会長一任とさせていただくことで、当審議会の承認を得たこととする。一方で修正内容が重要な内容である場合は、再度審議会を開催し、委員のご意見を伺いたい。

(５) 閉会